

# SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2026年1月24日)

米国株式の売買注文の執行に係る外国証券業者である Interactive Brokers LLC 及び韓国株式の売買注文の執行に係る外国証券業者である LS SECURITIES Co., Ltd.が、外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした調査を行うために必要とする個人情報の提供に同意いただくための「第6章 外国証券取引口座約款」の改定となります。併せて、同一の文言（及び、又は、全て、もしくは）の表記の平仄を合わせる等の所要の変更を全章にわたって行っておりますので、詳細は「SBI証券の約款・規程集 (2026/1/24 改定版)」をご確認ください。

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
(2026年1月)	(2025年10月)
<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>	<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>
(個人データ等の第三者提供に関する同意)	(個人データ等の第三者提供に関する同意)
<p><b>第46条</b> お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、</p>	<p><b>第46条</b> お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、</p>

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(4) <u>外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)</u>又は<u>当該外国証券の売買に係る外国証券業者が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合</u> 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(5) <u>外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者が、マネー・ローンダリング規制遵守を目的として、当該外国証券の株主、受益者及び実質的支配者等の確認を行う場合</u> <u>当該外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者</u></p> <p>2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、</p>	<p>有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合</p> <p>当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者 (追加)</p> <p>2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、</p>

新（改定後）	旧（改定前）
<p>お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）</a>に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）</p> <p><u>3</u> お客様は、米国に所在する外国証券業者である Interactive Brokers LLC 又はその業務を承継した者（以下「IB 社」という。）が外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした調査を行うため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、生年月日、口座番号、口座残高、その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が IB 社に提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国の金融機関に適用される個人情報の保護に関する制度に関する情報は、こちら  <a href="https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/foreign/yakkan_02.pdf">（https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/foreign/yakkan_02.pdf）</a>に掲載しておりますのでご参照ください。また、IB 社においては、概ね個人データの取扱いについて我が国の個</p>	<p>お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）</a>に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）</p> <p>（追加）</p>

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報について OECD プライバシーガイドライン 8 原則のうち「個人参加の原則」（自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障する）に対応していません。</u></p> <p>4 <u>お客様は、韓国に所在する外国証券業者である LS SECURITIES Co., Ltd. 又はその業務を承継した者（以下「LS 社」という。）が外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした調査を行うため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、生年月日、口座番号、口座残高、その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。）が LS 社に提供されることがあることに同意するものとします。なお、韓国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/korea_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/korea_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、LS 社においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p>	<p>(追加)</p>

以上